

## 「地震対策行動計画」の進捗管理と見直しについて

### ■ 行動計画と委員会の位置付け

南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（H24. 12. 21施行）

第10条 県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策をとりまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする。



地震対策行動計画（計画期間：H18～32年度、集中取組期間：H23～27年度）

毎年度、各施策の進捗状況を検証し、必要な場合、計画の見直しを行います。また、検証・見直しにあたっては、外部の有識者からなる「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会」を設置し、委員からの意見や提言を適切に反映します。

### ■ 行動計画等の経緯

平成18年 3月

「徳島県地震防災対策行動計画」策定

167事業

基本理念：南海地震発生時の死者ゼロを目指す

計画期間：前期（H18～H22）、後期（H23～H27）

平成20年10月

「徳島県地震防災対策行動計画」見直し

190事業（新規23事業）

見直しの視点：新潟中越沖地震等、最近の災害事例の教訓等

平成22年12月

「徳島県地震防災対策行動計画検討委員会」設置

前期計画の成果を踏まえた計画の見直しを行うことを目的に設置

平成23年 3月

東日本大震災

平成24年 3月

「徳島県三連動・活断層地震対策行動計画」策定

352事業

基本理念：三連動地震及び活断層地震に備え、死者0を目指す

策定の視点：東日本大震災から得られた課題と教訓

平成24年12月

「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」施行

「助かる命を助ける」こをとはじめとする「減災」を基本

自助・共助・公助の役割を規定

地震・津波を予防する土地利用の「適正化」と「緩和」

平成25年10月

「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」に改定

383事業

見直しの視点：震災に強い社会づくり条例施行、県被害想定（一次）公表等